

## 和歌山県物品調達における県産品登録制度等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県内の中小企業者の受注機会の増大に資することを目的として、県内において製造され、又は加工された製品を県が率先して買い入れる物品として登録する制度等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 知事は、物品の調達に当たっては、関係歳出予算の範囲内においてその必要に応じて、この制度により登録された県産品を他の同類の物品に優先して選定し、その調達を図るものとする。

3 知事は、前項の規定により定めるもののほか、県産品の利活用に率先して取り組むとともに、物品の調達に当たっては、県内の中小企業者の受注機会の増大を図るための県産品の発注に努めるものとする。

### (県産品その他の用語)

第2条 この要綱において、「県産品」とは、県内に主たる事務所を置く事業者が、県内の工場等において製造し、又は加工した製品をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号。以下「物品調達事務規程」という。）の定めるところによる。

### (登録県産品)

第3条 知事は、次の各号の要件のいずれかに該当する県産品であって、かつ、県の集中調達物品の調達において発注が見込める物品を、登録県産品として和歌山県県産品物品優先調達登録台帳に登録するものとする。

(1) 県内で生産された素材が3分の2以上を占める製品であること。

(2) 前号の要件に該当しない製品であって、県内で生産された素材以外の素材をその原料又は材料の全部又は一部とし、これに実質的な変更を加えるものとして別に定める製造又は加工により、県内において生産された製品であること。

### (登録の申請等)

第4条 県産品について前条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする事業者（当該県産品について製造し、若しくは加工し、又は販売等に携わる者に限る。）は、別に定めるところにより知事に登録の申請を行うものとする。

2 知事は、前項の申請に係る県産品を登録県産品として認め、その県産品を前条の台帳に登録したときは、その旨を申請事業者（登録の申請を行った事業者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。

### (登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録の日から2年を経過した日の属する年度の末日までの期間（以下「登録有効期間」という。）とする。

### (登録の更新)

第6条 登録有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとする申請事業者は、知事に登録の更新の申請を行うものとする。

2 第4条第2項及び前条の規定は、前項に規定する登録の更新の申請について準用する。  
(登録の取消し)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録県産品が登録の要件に適合しなくなったとき。
- (2) 申請事業者から生産の中止等の理由により登録の取消しの申出があったとき。
- (3) その他知事が登録県産品として適当でないと認めるとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該登録に係る申請事業者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。

(優先調達の基本方針)

第8条 知事は、歳出予算を執行する際、県産品を含む複数の物品が調達すべき物品についての所要の仕様を満たす場合には、県産品に係る調達予定価格が他の県産品外の物品に係る調達予定価格の100分の110の額を超えない範囲内において、県産品を優先して選定し、その調達を図るものとする。

(優先調達の実施)

第9条 知事は、前条の基本方針に則り、各課かい長が県産品(登録県産品を含む。)を他の同類の物品に優先して選定し、その調達を図ることができるよう、総務事務集中課長にその実施についての指針を示させるものとする。

2 各集中調達機関の長は、各課かい長が前項の指針に基づき登録県産品についての優先調達の事務を適正かつ円滑に処理できるよう、あらかじめその発注が見込める登録県産品について、物品調達事務規程第4条の規定に基づく単価契約の締結の事務を処理するものとする。

3 各課かい長は、前条の基本方針及び第1項の指針に基づき県産品(登録県産品を含む。)についての優先調達の事務についての実施計画を定め、会計年度の毎半期ごとに、その主なもの(登録県産品についてのものを含む。)について、物品調達事務規程第3条の規定による集中調達物品調達計画書により所管の各集中調達機関の長へ報告するものとする。この場合において、各集中調達機関の長は、必要に応じて総務事務集中課長と協議の上、同条の規定に基づきその計画を調整することができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、県産品の登録制度等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月12日から施行する。